

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 事務局職員の継続雇用に関する規則

平成 19 年 4 月 1 日

神社協規則第 3 号

(目 的)

第 1 条 この規則は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）事務局職員就業規則第 3 2 条第 2 項、本会常勤職員就業規則第 3 1 条第 2 項及び本会非常勤職員就業規則第 3 0 条第 2 項の規定に基づき、職員の継続雇用について必要な事項を定めるものとする。

(本会の責務)

第 2 条 本会は継続雇用を希望する職員に対し、不利益な取り扱いをしてはならない。

(雇用形態)

第 3 条 本会は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和 4 6 年法律第 6 8 号。以下、「法」という。)第 9 条に定める高年齢者雇用確保措置のうち、継続雇用制度を適用するものとする。

(対象者)

第 4 条 継続雇用の対象となる者は、正職員または常勤・非常勤職員のうち、継続雇用する年度の前年度に定年退職した者及び継続雇用する年度の前年度に継続雇用されていた者、または定年退職日以前に退職した正職員のうち次に掲げる者で、継続雇用を希望する者（以下、「希望者」という。）とする。

(1) 2 5 年以上勤続して退職した者であって当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にあるもの

(2) 前号に該当する者として再任用をされたことがある者（前号に掲げる者を除く。）

2 希望者は、所定の日までに、その雇用の意思を申出書（様式第 1 号）により会長に提出しなければならない。

3 会長は、申出書が提出された後、継続雇用時における勤務形態その他必要な事項を定め、通知書（様式第 2 号）により希望者に通知するものとする。

(採 用)

第 5 条 この規則に基づき継続雇用する職員（以下、「継続雇用職員」という。）の採用は、前条及び法第 9 条第 2 項の規定に基づく労働契約により行う。

(継続雇用職員の身分)

第 6 条 継続雇用職員の身分は、非常勤職員とする。

2 継続雇用職員の就業に関して、この規則に定めのない事項については、本会非常勤職員就業規則を準用する。

3 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、正職員として勤続した職員の身分は、再任用職員とする。

4 再任用職員の就業に関して、この規則に定めのない事項については、本会事務局職員就業規則を準用し、再任用職員の給与等は、本会給与等に関する規程に定める。

(雇用期間等)

第7条 継続雇用職員の労働契約期間は、1年以内の期間とする。

2 契約期間満了の1ヵ月前の時点で、引き続き継続雇用を希望する場合は、労働契約を更新する。

3 継続雇用できる上限の年齢は65歳とし、労働契約期間の末日は、上限年齢に達する日以後における最初の3月31日以前とする。

(年次有給休暇)

第8条 定年退職後、引き続き継続雇用職員となった場合の年次有給休暇は、従前の身分が継続しているものとみなし、退職前の年次休暇の残日数を引き継ぐものとし、新たに年次有給休暇を付与する。

2 年次休暇の付与、請求及び時季変更については、本会非常勤職員就業規則第16条を準用する。

3 年次有給休暇の付与日数の算定において、勤続年数は定年前と定年後を通算する。

(休業)

第9条 継続雇用職員には、本会非常勤職員就業規則第18条に規定する育児休業及び第19条に規定する介護休業は適用しない。

(退職)

第10条 継続雇用職員が次の各号の一つに該当したときは退職とし身分を失う。

(1) 死亡したとき。

(2) 退職を申し出て承認されたとき、または退職を申し出て2週間を経過したとき。

(3) 雇用期間が満了し、更新が行われなかったとき。

(4) 私傷病による欠勤が90日に達したとき。

(5) 行方不明となり勤務の意志が確認できずその期間が30日を経過したとき。

(退職の日付)

第11条 前条に定める退職の日付は次の各号のとおりとする。

(1) 死亡による場合

死亡した日

(2) 自己都合による場合

承認された日

(3) 雇用期間が満了した場合

期間が満了した日

(4) 私傷病による欠勤が90日に達した場合

期間に達した日

(5) 行方不明となり勤務の意志が確認できずその期間が30日を経過した場合

期間に達した日

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

付 則

1 この規則は平成19年4月1日から施行する。

2 この規則は平成26年2月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。(改訂則第20号)

3 この規則は令和元年9月1日から施行する。(改訂則第32号)

4 この規則は令和2年4月1日から施行し、令和元年9月1日から適用する。(改訂則第33号)